

応用物理学会フォトニクス奨励賞規程

1. この規程は、フォトニクスに関する学術的価値の高い論文の筆頭著者に対して、応用物理学会フォトニクス分科会(以下、本分科会と言う)が行う表彰について定める。
2. この表彰を「応用物理学会フォトニクス奨励賞」という。表彰の対象は、表彰時の前年8月末日までの1年間に発行された学術刊行物に掲載されたフォトニクスに関する原著論文の筆頭著者とする。ただし、すでに公に顕著な賞を受けた論文、または過去に本奨励賞を受賞した場合は対象としない。
3. 表彰対象者は、公募年度の4月1日現在で40歳以下であり、表彰時にフォトニクス分科会会員とする。
4. 受賞者は公募に応じた自薦及び他薦の候補者から選考する。
5. 表彰は毎年2名以内とする。
6. 表彰は賞状及び記念品を授与する。
7. 表彰は毎年、応用物理学会春季学術講演会中に行う。
8. フォトニクス分科会幹事会は、毎年8月末日までに受賞候補者募集要項を「応用物理」および「フォトニクスニュース」誌上に公表し、広く募集する。
9. 受賞者の選考はフォトニクス分科会幹事長が委嘱した、応用物理学会フォトニクス分科会表彰選考委員会が行う。
10. 受賞者が決定したとき、フォトニクス分科会幹事長は選考の経過および結果を選考委員名とともに理事会に報告し、「応用物理」誌、「フォトニクスニュース」誌およびホームページで公表する。
11. この賞の実施に関する必要な事項の審議および決定はフォトニクス分科会幹事会が行う。
12. 本規程の改正は、応用物理学会総務担当理事の承認を得るものとする。

付則

1. この規程は 2016年4月1日から施行する。

応用物理学会フォトニクス奨励賞選考内規

1. 応用物理学会フォトニクス奨励賞の審査は、フォトニクス分科会表彰選考委員会によって行う。
2. フォトニクス分科会表彰選考委員会は、フォトニクス分科会幹事会が委嘱した若干名の選考委員をもって構成する。
3. 選考委員長は委員の互選により決める。
4. 選考委員の任期は当該年度の表彰までとする。
5. 選考委員会は毎年1月末までに受賞者を選考し、その結果を2月開催のフォトニクス分科会常任幹事会に報告する。
6. 選考委員の氏名は選考後に公表する。
7. 選考委員は選考経過内容については、受賞者決定後といえどもこれを口外してはならない。
8. 本選考内規は、フォトニクス分科会幹事会の承認を経て改訂することができる。

付則 本内規は2016年4月1日より施行する。